



平成30年度市・都民税に係る改正点

① 給与所得控除の改正
給与所得控除の上限額が、左表のとおり引き下げられます。

適用時期	現行(28年分)	30年度(29年分)
上限額が適用される給与収入額	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

② 医療費控除の改正
地方税法改正により、平成30年度分の住民税から現行の医療費控除に加え、医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）が創設されました。この特例を受ける場合は、現行の医療費控除の適用は受けられなくなりますのでご注意ください。

③ 医療費控除 添付資料の改正
30年度から、医療費控除を申告する際には領収書に代わって自身で作成した明細書の添付が必要です。明細書を添付した場合は、領収書の添付は必要ありませんが、5年間はご自身で領収書を保管してください。

④ 障害者控除対象者認定書の発行と おむつ使用確認書の交付
市内に住所があり身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の方で、寝たきりや認知症の方など次の認定基準に該当する方には、所得税や市・都民税の申告の際に障害者控除を受けることができます。障害者控除対象者認定書を発行しています。

⑤ 障害者控除 申請方法
申請できる方は、本人またはその扶養者です。所定の申請書に必要事項を記入し、押印して高齢介護課（市役所1階）へ申請してください。申請内容の確認と調査を行いますので、発行までに1週間程度かかります。申請に必要なものとして、障害者控除対象者認定申請書、申請書、印鑑を提出してください。

⑥ おむつ使用確認書の交付
おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、確定申告の際に、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。市では、次の対象となる要件をすべて満たした方に、おむつ使用証明書に代わるものとして利用できる、「おむつの使用確認書」を交付します。

⑦ 認定基準
① 要介護認定を受けている方：要介護1～5に認定され、要介護認定資料の主治医意見書または認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度と認知症高齢者の日常生活自立度が下表の基準に該当する方
② 要介護認定を受けていない方：医師の診断書等により、①の基準に該当することが確認できる方
※診断書の作成には各医療機関が定める費用が別途かかります。
認定基準日 申告の対象となる年の12月31日（年の途中で亡くなら

要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品を指します。具体的には、従来は医師の処方の下でしか購入できなかった医薬品のうち、市販薬として薬局等で購入できるよう販売が許可された医薬品のことです。（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものとして扱われます。）

現行の医療費控除との違い
現行の医療費控除は、年間10万円以上（年間の所得の合計額が200万円未満の場合は所得の合計額の5%）の場合に適用されますが、医療費控除の特例は、年間1万2千円を超える場合に適用されます。

なお、対象医薬品には、購入の際の領収書等に対象となる旨が表示されています。申告の際には領収書が必要となりますので、領収書の保管をお願いします。

対象者 健康の保持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み（特定健康診査、予防接種等）を行う方
※住民税申告の際に、当該取り組みを行ったことを明らかにする書類を添付または提示する必要があります。（必要書類は厚生労働省ホームページ等でご確認ください）

適用条件
1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を行う個人であること
2 平成29年1月1日～

12月31日のスイッチOTC薬の購入であること
3 自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC薬の購入であること
4 スイッチOTC薬の年間購入金額が1万2千円を超えること（超える部分の金額が8万8千円を超えるときは8万8千円が限度額）
対象医薬品例 かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・関節痛の貼付薬
※右記医薬品のすべてが対象となるわけではなく、詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

市内に住所があり身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の方で、寝たきりや認知症の方など次の認定基準に該当する方には、所得税や市・都民税の申告の際に障害者控除を受けることができます。障害者控除対象者認定書を発行しています。

なお、身体障害者手帳等をお持ちでない方は、手帳の写しを申告書に添付することにより障害者控除を受けることができますので、この申請は必要ありません。

認定基準
① 要介護認定を受けている方：要介護1～5に認定され、要介護認定資料の主治医意見書または認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度と認知症高齢者の日常生活自立度が下表の基準に該当する方
② 要介護認定を受けていない方：医師の診断書等により、①の基準に該当することが確認できる方
※診断書の作成には各医療機関が定める費用が別途かかります。
認定基準日 申告の対象となる年の12月31日（年の途中で亡くなら

週間程度かかります。申請に必要なものとして、障害者控除対象者認定申請書、申請書、印鑑を提出してください。

※申請者と対象者が異なる場合はそれぞれの印鑑をご用意ください。
市内の老人施設等に入室されている方で、介護保険の保険者が青梅市以外の市区町村の場合は、基準日現在の要介護区分の分かるものおよび主治

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、確定申告の際に、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。市では、次の対象となる要件をすべて満たした方に、おむつ使用証明書に代わるものとして利用できる、「おむつの使用確認書」を交付します。

対象要件
① 介護保険の要介護認定を受けている方
② おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方
③ 平成29年に作成された主治医意見書、または、現に受けている要介護認定の有効期間が13か月以上であり、29年に、主治医意見書が発行されていない場合は、28年に作成された主治医意見書の記載内容が次の要件をいずれも満たす方
▼ 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB、Cランクである
▼ 尿失禁の発生可能性の記載が「あり」である
申請方法 来庁する方の身分を証明できるものと本人の介護保険被保険者証をお持ちのうえ、高齢介護課へ申請してください。

控除の種類	認定区分	障害高齢者日常生活自立度	認知症高齢者日常生活自立度	控除額	
				所得税	市・都民税
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度に準ずる方	B以上（B1、B2、C1、C2）屋内での生活は介助を必要とし、日中も主にベッド上で過ごす方等	Ⅲ以上（Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、Ⅴ）日常生活に支障をきたすような症状等が見られ、介護が必要な方等	40万円	30万円
	寝たきり高齢者（6か月以上寝たきり状態にある方）	C（C1、C2）1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えて介助が必要な方等	—	—	—
障害者控除	身体障害者手帳3～6級または愛の手帳3・4度に準ずる方	A（A1、A2）屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出しない方等	Ⅱ（Ⅱa、Ⅱb）日常生活に支障をきたすような症状等が多少見られても、誰かが注意していれば自立できる方等	27万円	26万円

お問い合わせ 高齢介護課

市民税・都民税の申告はお早めに

2月16日(金)～3月15日(木)

問い合わせ

☆市・都民税について…市役所市民税課 ☎22-1111

☆確定申告・所得税について…青梅税務署 ☎22-3185

まもなく平成29年分の収入等を申告していただく市・都民税および所得税の申告受付が始まります。この申告は、30年度の市・都民税を決める重要な手続きですので、該当する方は期間内に必ず行ってください。また、申告会場は大変混雑しますので、余裕をもってお越しください。

市・都民税の申告が必要な方

★平成30年1月1日現在青梅市にお住まいで、次のいずれかに該当する方

▼事業所得や不動産所得、生命保険の満期金に係る所得等(給与所得および公的年金に係る雑所得以外の所得)を得たが、所得税の確定申告の必要のない方

▼青梅市に給与支払報告書を提出していない事業所にお勤めの方

▼収入のなかった方(同一世帯の親族の扶養になつていない場合を除く)

★30年1月1日現在青梅市以外の市区町村にお住まいで、青梅市内に事業所、事務所または家屋敷をお持ちの方

市・都民税の申告の必要のない方

①所得税の確定申告をする方(確定申告の必要

の有無については、税務署へお問い合わせください)

②収入のなかった方で同一世帯の親族の扶養になつていない方

③収入が給与または公的年金等のいずれかまたは両方のみの方で、支払者から青梅市へ支払報告書が提出される方(ただし、支払報告書に記載されている控除以外の控除を受けようとする場合は申告が必要です)

※申告の要・不要については、左図「申告チェックフロー」を参考にしてください。

市・都民税申告書を送付する方

昨年、市民税・都民税の申告をした方には、2月上旬までに申告書を送付します。同封の「平成30年度市民税・都民税住民税」申告のしおり」を参考に、申告書へ必要事項を記入して提出してください。

なお、申告書は、市民税課窓口(市役所1階)にも用意してありますので、お申し出ください。

市・都民税の申告方法

下の「市・都民税の申告方法」を参照してください。

税務署で確定申告をしていただく方

申告期間中は市役所で

も所得税の確定申告を受け付けます。ただし、次のいずれかに該当する方は、市役所では受け付けられませんので、税務署で申告してください。

①土地、建物、株式等の譲渡所得や先物取引による所得を申告する方

②農業、営業等の所得の申告をする方

③所得税の住宅借入金等特別控除を申告する方

④青色申告をする方

⑤消費税、相続税、贈与税の申告をする方

⑥準確定申告をする方

⑦給与収入、年金収入がある方で、源泉徴収票がない方

※そのほかにも28年分以前の申告等受け付けられない申告がありますので、詳細は税務署へお問い合わせください。

所得税の還付申告はお早めに

医療費控除、住宅借入金等特別控除、中途退職等による所得税の還付申告の提出は、すでに税務署で受け付けていますので、早めの申告をお勧めします。



<参考> 配偶者のパート収入による控除の範囲と税金(所得控除が基礎控除のみの場合)

パートの年間収入	配偶者控除の対象	配偶者特別控除	配偶者には	
			所得税が	市・都民税が
100万円以下	なれる	受けられない	かからない	かからない
100万円超103万円以下				かかる
103万円超141万円未満	なれない	受けられる	かかる	かかる
141万円以上				受けられない



市・都民税の申告方法

申告方法・受付日時

(1)～(4)の方法で申告をすることができ、(1)～(3)については左表のとおりです。

	日程	受付時間	会場	備考
(1) 市役所での申告受付	2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く	午前8時45分～午後4時	市役所 2階 202・203会議室	
	2月25日(日)	午前9時～11時30分、 午後1時～4時	市役所市民税課窓口(市役所1階)	
(2) 市民センターでの申告受付	2月5日(月)	午前9時30分～11時30分、 午後1時～3時	小曾木市民センター	※日程が例年と異なりますのでご注意ください。
	2月7日(水)		河辺市民センター	
	2月8日(木)		梅郷市民センター	
	2月9日(金)		今井市民センター	
	2月13日(火)		沢井市民センター	
	2月14日(水)		成木市民センター	
(3) 市役所夜間窓口での申告受付	2月22日～3月15日の木曜日	午後7時30分まで	市役所市民税課窓口(市役所1階)	所得税の確定申告に係る相談、受け付けはできません。

(4) 郵送での市・都民税申告書の提出

申告書に記入、押印し、必要書類を添付して、〒198-8701 青梅市市民税課へ郵送してください。

※郵送の際には、マイナンバーカードまたは個人番号通知カードの写しと、本人確認書類の写しを添付してください。

※昼間連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

申告に必要なもの

①マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

②本人確認のできる書類(運転免許証等写真のあるものは1点、国民健康保険証等写真のないものは2点)

③代理人の場合、代理権の確認ができるもの

④委任状や戸籍関係書類または、税務代理権限証明書等

▼青梅市作成市民税・都民税申告書(プレ印字済)

④申告書(各申告会場にも用意してあります)

⑤認め印(郵送等の場合は必要箇所に押印してください)

⑥平成29年中の収入が分かる書類(源泉徴収票、

収入明細書、その他帳簿等)

⑦所得控除等の書類

▼障害者控除：身体障害者手帳、愛の手帳等

▼社会保険料控除：健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等の領収書または支払いを証明する書類

▼生命保険料控除、地震保険料控除：控除証明書

▼寄付金控除：寄付先からの領収書等

▼医療費控除：医療費控除の明細書、領収書、医療費通知(医療費通知は内容が不十分な場合がありますので、詳細は市民税課市民税係へお問い合わせください) 保険等で補填された金額の分かる書類

※おむつ代を医療費控除の対象にする場合は、おむつ使用証明書またはおむつ使用確認書が必要になります。(事前に必ず支払い総額を求めてください)

※配偶者控除や扶養控除を申告する場合、配偶者や被扶養者のマイナンバーも記入してください。

※その他控除の内容によって必要な書類がありますので、事前に市民税課市民税係へお問い合わせください。